

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

1. 精神医療アウトリーチ実現のため 大家連を含めて協議を開始してください。
多くの家族から訪問型精神科医療への切実な要望が出されています。
医療中断や、初発時に 暴れたり、ものを壊したり 暴言を吐いたり 通常ではありえない行動に家族が混乱して、どこに相談したらよいかかわからず、このような状況で本人が医療機関受診を拒むため、医療機関までの搬送は困難を極めます。
家族は孤立無援で呆然として冷静な判断ができずただ右往左往するばかりです。本人に寄り 添う専門家チームによる訪問型の介入を切望する声が多く上がっています。
当事者の人権に配慮した精神科医療につなぐ訪問型診療としての緊急危機介入システムとしてのアウトリーチの実現に向けて、大家連と行政機関との協議の場を早急に設定してください。
昨年度の回答では、各保健所の精神保健福祉担当者や嘱託医などの多職種によるチーム体制で地域支援関係機関との連携で受療支援や治療継続支援を実施しているとのことですが、家族からはそのようなシステムが機能しているとはいいがたいとの実態が報告されています。安定した常勤による専門チーム編成が望まれます。
他のいくつかの自治体では実施あるいは実施に向けた協議を開始しています。

(回答)

- 大阪府では各保健所の精神保健福祉担当者や嘱託医などによる多職種によるチーム体制で、関係機関とともに、当事者、ご家族に対して受療支援や治療継続支援など病状に応じた必要な支援を実施しています。
- これは、各地域における関係機関や市町村と普段からやりとりのある各保健所の精神保健福祉担当者が対応することで、緊急時においても医療機関や訪問看護、居宅介護事業所市町村など地域の各機関との情報共有、連携をすることができ、継続性を持った支援ができると考えているからです。
- 引き続き、地域における連携を通じて対応していきます。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

2. 令和6年度より精神科病院内の虐待通報が義務化されて以降の虐待通報状況を公開してください。

通報数、虐待として認定した事例について数を明らかにしてください。

また通報が虐待として認定されなかった事例について、認定されなかった理由を明らかにしてください。精神科病院で身体拘束を受けた当事者家族から、病院スタッフによる性的虐待を疑わせる事例について令和7年3月17日の大家連要望に関する府応接の場で報告があげられましたが、家族が虐待通報窓口に通報したところ、証拠がないということで虐待事案としては却下されています。

第三者のいない精神科病院病室での出来事に証拠を虐待通報の要件とされると、ほとんどの通報が却下されてしまうことになりかねません。

却下された事例として2025年3月17日に家族から挙げられた訴えに対してどのような調査がされたのか、却下した根拠を明らかにする協議の場を設定してください。

(回答)

- 大阪府では、精神保健福祉法第40条の7及び国の通知に基づき、令和6年度分の精神科病院における業務従事者による障がい者虐待の状況等について、令和7年12月24日に、通報・届出数や虐待として認定した件数等を公表しております。
- 通報や届出として受け付けた事案は全て、「大阪府精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」に基づいて対応しており、所内初期対応会議において対応方針を決定し、虐待が疑われる事案については、精神科病院への調査・立入検査等による事実確認の上、外部専門家も参画する虐待対応ケース会議において、虐待事実の判断及び対応方針を協議、決定しています。
- 精神科病院において虐待を受けたと思われる方を発見した者や障がい者虐待を受けた方が、虐待に係る通報又は届出をすることを躊躇することがないよう、都道府県職員には通報又は届出をした者を特定し得る情報を漏らしてはならない旨の守秘義務が課されていることから、個別の事例について、通報・届出及びその事実確認のための調査・対応の内容等は公開しておりませんので、協議の場を設定することはできません。

○ 引き続き、精神科病院における虐待通報・届出のあった事案に対して、適切に事実確認の調査を行い、対応してまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

健康医療部 こころの健康総合センター

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

3. 従来は精神科病院の行政実地指導が予告されていますが、精神科病院の密室化を防ぐために抜き打ち検査を実施してください。

病室が密室化すること自体が虐待の温床となった事件として、東京都の滝山病院事件 青森県八戸市みちのく記念病院事件が報道されていますがいずれも、行政が予告による実地指導が常態化して、カルテ改ざんが行われています。

大阪府も、精神科病院の抜本的な改善の一環として精神科病院の抜き打ち実地指導を実施してください。

(回答)

○ 国の通知では、法律上適正を欠く等の疑いのある精神科病院に対して実地指導を行う場合には、最長でも1週間から10日間の予告期間をもって行うこととするが、入院中の者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合等については予告期間なしに実施できることとされています。

○ 大阪府では、この通知を踏まえ、精神科病院に対して実地指導を行う場合は、1週間から10日間の予告期間をもって行い、入院中の者に対する虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等については予告期間なしに実施しているところです。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

健康医療部 こころの健康総合センター

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【医療】

4. 精神科病院内での隔離身体拘束の行動制限人権に配慮し行動制限が必要最小限で、当事者の人権を尊重したものであるべく指導を進めてください。
- 行動制限 身体拘束理由を院内行動制限最小化委員会でどのように協議されたかの記録を検証されていますか。
- 「家に帰りたい」といったことが「不穏と」されたり、年末の人手不足を理由に医療を口実とした身体拘束を受けていた事例などがあります。
- 身体拘束がその後の医療不信、医療中断につながる事例が多々家族から報告されています。
- このような医療を口実にした身体拘束は虐待であるといえます。
- 長期にわたる身体拘束を受けていた当事者の死亡の例も大家連家族会から上がっています。
- 虐待ともいえる現状のような身体拘束のありかたを大阪府はどのように認識しますか？

(回答)

- 精神科病院の入院患者に対する身体的拘束などの行動制限については、法令や国の通知に基づいて実地指導の指導項目の一つとして規定されています。
- 大阪府では、身体的拘束などの行動制限について、実地指導の際に重点項目として設定し、病状等に応じて必要最低限の範囲内で適正に行われているか、行動制限の期間や理由についても診療録等で確認し、必要に応じて指導しているところです。
- 行動制限最小化委員会につきましても、法令や国の通知に基づき、委員会の設置や実施状況について確認しています。
- また、正当な理由のない身体的拘束は、精神障がい者に対する著しい人権侵害であると認識しており、引き続き、法令に基づき、精神科病院において身体的拘束などの行動制限が必要最低限の範囲内で適正に行われるよう、指導監督を徹底してまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課
健康医療部 こころの健康総合センター

回 答

団体名 (公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会)

(要望項目)

【地域生活】

6. 家族は精神障害者の医療から生活まで ケアラーとして経済的負担 衣食の世話など多くの負担を背負って家族の健康にまで問題が生じています。
ヤングケアラーに限定せずすべてのケアラーがスムーズに相談窓口につながるよ「ケアラー支援関係会議」を設置したとのことですが、その検討結果を公開してください。

(回答)

- ダブルケアラー、ビジネスケアラー支援に関係する施策の連携を庁内で図る必要があることから、関係部局が参画する「ケアラー支援関係会議」を令和7年1月に立ち上げました。最初の会議で、ケアラーの方々が適切な相談窓口につながるよう、相談窓口をまとめたページを大阪府ホームページに開設することを決めました。
- それ以降、ダブルケアの相談窓口を設置している府内の市や、ダブルケアラーの当事者団体、ビジネスケアラーを支援している団体、介護離職の防止に積極的に取り組んでいる企業などにヒアリングを行うとともに、ケアに伴う課題や必要な支援などについて意見交換を行っております。
- また、市町村職員、相談支援専門員、ヘルパー、サービス管理責任者等の研修や、指定事業者等集団指導においてヤングケアラーに関する情報提供を行っているところですが、今後、ヤングケアラーに限定せず、すべてのケアラーへ重層的に支援していくことの必要性についても議論しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 高齢介護室 介護支援課